

尼崎市営繕工事写真撮影要領

尼崎市 資産統括局 技術監理部

建築課

設備・予防保全担当

令和7年5月

尼崎市営繕工事写真撮影要領

(適用範囲)

1. この要領は、尼崎市が発注する建築営繕工事に係る工事写真(電子媒体による提出を含む。)の撮影および整理に適用する。

(工事写真の仕様)

2. 工事写真の仕様は、次による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議する。
 - (1) 工事写真は、原則デジタル写真とする。
 - (2) 色彩は、カラーとする。
 - (3) 有効画素数は、100 万画素程度から 300 万画素程度とする。
 - (4) 大きさは、1,200×900 ピクセル程度から 2,000×1,500 ピクセル程度とする。
 - (5) ファイル形式は、JPEG とする。

(工事写真の撮影)

3. 工事写真の撮影は、次によるものとする。

(1) 撮影対象

ア 主な工事写真の撮影対象は、別添撮影対象表による。

なお、改修工事において対象部位の撤去等を含む場合は、別添撮影対象表(撤去・解体工事編)も参照するものとする。

イ 建築工事は、アのほか、完成時の写真(全景と部分写真、その他監督員の指示する場所)を撮影し、全景は外観各面、部分写真は内部主要室及び工事の主要箇所を撮影するものとする。

ウ 撮影対象表に記載のない撮影対象及び後日、不可視になる部分の施工状況については、原則、全ての箇所を撮影するものとする。

なお、下記の準拠図書については、最新版を参照するものとする。

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

- ・工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編
- ・工事写真撮影ガイドブック 電気設備工事編
- ・工事写真撮影ガイドブック 機械設備工事編

(2) 撮影箇所

撮影箇所は、原則、全ての箇所とする。

ただし、撮影の目的や工事内容に応じて、監督職員が認める場合はこの限りではない。

(3) 撮影方法

ア 全般

工事写真の撮影に当たっては、次の項目のうち必要な事項を記載した黒板（白板）及び必要に応じて寸法を判定するスケールを撮影対象とともに写し込むものとする。

なお、黒板（白板）の文字やスケールの数字は、判読できるものとする。

- ① 工事名
- ② 工事種目
- ③ 撮影部位
- ④ 寸法、規格、表示マーク
- ⑤ 撮影時期
- ⑥ 施工状況
- ⑦ 立会者名、受注者名
- ⑧ その他

イ 監督職員の立会いが必要な場合

監督職員の立会いが必要な場合は、アに加え、監督職員の立会い状況を写し込むものとする。

ウ 撮影方法

撮影に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編・電気設備工事編・機械設備工事編」の最新版を参考とする。

（編集の禁止）

4. 工事写真の編集は行ってはならない。ただし、小黑板情報の電子的記入はこれにあたらな
い。

（工事写真の整理）

5. 工事写真の整理は、次による。

- (1) 工事写真は、撮影対象表に示すものを工事種目又は分類毎に整理することとし、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 撮影箇所がわかりにくい場合は、撮影位置図、平面図等の説明図等を添付する。
- (3) 写真は、工事写真長帳に整理するものとする。

工事写真帳は、A4版紙ファイル又はパイプ式ファイル（市販品）とし、表紙には工事名称及び受注者名を明記する。

（工事写真の提出）

6. 工事写真の提出部数及び形式は次によるものとする。

- (1) 工事写真は原則として、電子データ（媒体）を提出する。

なお、工事完成前の出来形確認等で工事写真が必要となる場合は、出来形部分の写真を整理して提出するものとする。

- (2) 工事写真編集ソフトを使用する場合は、Windows 環境で動作するビューワーソフトを同梱する。

(工事写真の電子媒体による提出)

7. 電子媒体による提出は、次によるものとする。

- (1) 電子媒体のフォーマット形式は、監督職員と協議のうえ決定するものとする。
(2) 電子媒体には、「タイトル（工事写真）」、「工事名称」、「作成年月」、「受注者名」、「何枚目／総枚数」、「ウイルスチェックに関する情報」を明記する。

- (3) ウイルス対策は次によるものとする。

ア 受注者は、電子媒体が完成した時点でウイルスチェックを行う。

イ ウイルス対策ソフトは、信頼性の高いものを利用する。

また、ウイルス対策ソフトは最新のウイルスを検出できるように、常に最新のデータに更新したものを使用する。

ウ 電子媒体の表面には、「使用したウイルス対策ソフト名」、「チェック年月日」を明記する。

- (4) 工事写真のファイル名に使用する文字は次によるものとする。

ア 一般原則

使用できる半角文字は、JIS X 0201 で規定されている文字から片仮名用図形文字を除いたラテン文字用図形文字のみとする。

使用できる全角文字は、JIS X 0208 で規定されている文字から数字とラテン文字を除いた文字のみとする。

イ 工事写真のファイル名に使用する文字

ファイル名に使用する文字は、半角英数字及び全角文字とする。ファイル名の文字数は、全角文字で 64 文字以内（拡張子を含む）とする。ただし、電子媒体のフォーマットに起因する制限がこれよりも厳しい場合は、電子媒体のフォーマットに起因する制限に従う。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する